

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 温泉監視指導費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 水環境係 電話番号：058-272-1111 (内 2833)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 777 千円 (前年度予算額： 929 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	929	0	0	697	0	0	0	0	232
要求額	777	0	0	755	0	0	0	0	22
決定額	777	0	0	755	0	0	0	0	22

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与するため、昭和23年に温泉法が制定された。また、平成19年6月19日に発生した東京都渋谷区の温泉採取施設における爆発死亡事故を受け、可燃性ガスによる災害を防止するため、平成19年11月30日に温泉法が一部改正された。
- 温泉の濫掘、濫採による温泉の枯渇、湧出量の減少、成分の変化、温度の低下等を防止するため、適切な許可処分の判断や継続的な監視により、適切な温泉利用を確保する必要がある。また、可燃性天然ガスによる災害防止のため、温泉採取施設に対する監視指導を継続して実施する必要がある。採取者(所有者)が所在不明の未利用源泉が多く、温泉の新規開拓の妨げとなっていること、掘削地点が密になってきていることから、未利用源泉の整理が必要である。
- 再生可能エネルギーの注目が高まっており、地熱発電に係る温泉掘削許可申請が見込まれることから、申請要領に基づき温泉保護のために適切な対応を行う必要がある。

(2) 事業内容

- ① 温泉の掘削、増掘、動力装置に係る許認可事務等に係る現地調査の実施
- ② 温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスの災害防止を目的とした温泉採取施設の監視指導の実施
- ③ 温泉源保護のための、監視指導、定点調査等の実施
(調査地点：下呂温泉地区 4カ所、奥飛騨温泉郷 12カ所)
- ④ 温泉利用許認可事務等に係る現地調査及び温泉利用施設の監視指導
- ⑤ 所在不明の未利用源泉の調査
(源泉採取者の所在不明：34源泉、源泉の所在不明：59源泉)
- ⑥ 源泉所有者への定期的な報告徴収の実施(年1回) 510源泉
- ⑦ 科学的な審議資料の収集・整備

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

温泉は岐阜県の重要な資源であり、その保護にあたって県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
旅費	357	源泉監視指導費、温泉利用許可施設監視指導費
需用費	166	消耗品費(定点調査関係)、自動車燃料費
役務費	153	源泉利用状況調査郵便料
使用料	54	高速道路利用料
負担金	47	温泉保護研修会参加費、学会参加費
合計	777	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

環境省から令和2年に「温泉資源の保護に関するガイドライン(改訂)」、平成29年に「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)(改正)」がそれぞれ策定され、温泉掘削許可等の不許可事由の判断基準について、一定の考え方が示されている。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

温泉法に基づき、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図ることを目的として、調査・監視指導を行う。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

事業内容から指標値を設定することが困難なため。

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

温泉の濫掘、濫採による温泉の枯渇、湧出量の減少、成分の変化、温泉度の低下等を防止するために、温泉法に基づき、適正な土地の掘削及び動力装置の設置について指導を行った。（令和元年度 温泉掘削許可5件、温泉増掘許可0件、動力装置許可1件）

岐阜県揚湯試験実施要領に基づき、動力装置の申請に揚湯試験結果を添付させた。

温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉採取施設に対して監視指導を行った。（令和元年度 温泉採取許可3件、可燃性ガス濃度確認4件、立入検査 15件）

温泉の質や衛生面の観点から適切な利用を確保するため、温泉利用許可施設に対して監視指導を行った。また、浴用施設での硫黄泉による硫化水素中毒防止のための監視指導を行った。（令和元年度 温泉利用許可20件、温泉利用許可地位承継承認3件、立入検査 121件）

今後、地熱発電開発を含めた大規模な温泉開発が想定されている中、より

科学的な知見に基づいて審議が行えるよう、開発規模に応じた「温泉掘削等許可申請要領」を運用した。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

温泉法改正に伴い可燃性天然ガスに関する安全対策、成分分析表示の適正化について対策が強化されたところであるが、温泉採取事業者又は温泉利用事業者に対する継続した監視指導の実施により、温泉の適正な利用が図られた。

揚湯試験により源泉の適正揚湯量を把握し適正な動力選定が行われ、温泉資源の保護が図られた。

平成26年度末に策定した温泉掘削等許可申請要領により、開発規模に応じて必要な添付書類を規定したので、今後、適切に運用していくことで、更なる温泉資源保護の適正化が見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	温泉採取事業者又は温泉利用事業者に対する継続した監視指導の実施により、温泉の適正な利用を図るため、また揚湯試験により源泉の適正揚湯量の把握による温泉資源の保護を図るため、事業の必要性が高い。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	温泉資源の保護、温泉の適正な利用が図られており、事業の効果が現れている。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	源泉所有者への定期的な報告徴収の実施について、平成24年度から県庁発送に集約し、事業の効率化を図った。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 再生可能エネルギー活用の機運が全国的に高まってきており、地熱発電に係る温泉開発が今後増加する可能性がある。地熱発電は従来と比較して温泉開発規模が大きくなる傾向にあるため、温泉掘削許可の判断にあたっては、慎重に検討していく必要がある。また、そのためには科学的知見の集積や、そのための体制構築を行う必要がある。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 温泉源の科学的知見に基づいた保護、可燃性天然ガスに関する安全対策、成分分析表示の適正化、硫黄泉における硫化水素中毒防止対策などについて、重要性が高まってきており引き続き事業を実施する。

最新の科学的知見を集積するため、温泉科学に関する学会や研修会への参加を積極的に行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	